

首里城図柄入りナンバープレート推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、首里城図柄入りナンバープレート推進協議会(以下「本協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、首里城をはじめとする沖縄県内各地の観光振興及び地域振興並びに交通課題改善等に寄与することを目的に、首里城図柄入りナンバープレート(以下「図柄入りナンバープレート」という。)について必要な活動を行うこととする。

(協議事項)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に挙げる事項を協議する。

- (1) 図柄入りナンバープレートの助成対象事業に関すること。
- (2) 図柄入りナンバープレートの普及活動に関すること。

(組織)

第4条 本協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 沖縄県土木建築部首里城復興課 課長
- (2) 沖縄県企画部交通政策課 課長
- (3) 内閣府沖縄総合事務局運輸部車両安全課 課長
- (4) 那覇市都市みらい部都市計画課 課長
- (5) 一般財団法人沖縄美ら島財団 首里城統括
- (6) 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー国内プロモーション課長
- (7) 一般社団法人沖縄県レンタカー協会 専務理事
- (8) 一般財団法人沖縄県自動車標板協会 業務課長
- (9) その他協議会が必要と認める者

2 協議会の会長は、沖縄県土木建築部首里城復興課長とする。

3 会長は協議会を代表し、会務を掌理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員(もしくは代理の者)の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。なお会長が必要と認める時は、書面にて開催することができる。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員等の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、任期満了の日の1か月前までに委員から何らかの意思表示がない場合には、その期間はさらに2年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(事務局)

第7条 本協議会の事務を処理するため、沖縄県土木建築部首里城復興課内に事務局を置く。

附則

この規約は令和5年8月25日から施行する。